

建設委員会情報連絡

令和8年4月16日

情報連絡件名	頁
(1) 都市建設部主要事業調書（主要工事・調査委託）について	2
(2) 止水板設置工事助成金交付要綱の改正について	3
(3) 雨水出水浸水想定区域図の公表について	8
(4) 足立区都市計画審議会の開催結果について	11
(5) 足立区都市計画マスタープラン改定に係る若者会議の実施結果について	13
(6) 都市計画道路の事業期間の延伸について	15
(7) 「東京における都市計画道路の整備方針」の公表について	17
(8) 千住関屋ポンプ所の稼働に伴う見学会の開催について	19
(9) 舎人公園内の廃道敷等の土地無償貸付契約の更新について	22
(10) 令和8年度じゃぶじゃぶ池の実施および運営方法について	26
(11) 都市農業公園の指定管理者の選定について	29
(12) 関原の森関連施設指定管理者の選定について	30

【参考】

《総合交通対策調査特別委員会報告事項》

※ 資料は、総合交通対策調査特別委員会（都市建設部）の報告資料にあり

- (1) 日暮里・舎人ライナーにおけるバスを活用した混雑緩和の取組みについて
- (2) 有楽町線（地下鉄8号線）の整備促進に向けた取組み状況について
- (3) 公共交通の自動運転サービスの導入に向けた取組み状況について
- (4) 常東地区「チョイソコ×せんじゅ」の取組み状況等について
- (5) 花畑地区「花畑ぐるりん」の取組み状況等について

(都市建設部)

建設委員会情報連絡

令和8年4月16日

件名	都市建設部主要事業調書（主要工事・調査委託）について								
所管部課名	都市建設部都市建設課								
内容	<p>令和8年度都市建設部の事業を取りまとめた主要事業調書を作成したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 主要事業の内容</p> <p>詳細は別添資料1のとおり</p> <table><tr><td>(1) 主要工事</td><td>14件</td></tr><tr><td>(2) 調査等委託</td><td>33件</td></tr><tr><td>(3) その他（負担金、補助事業等）</td><td>19件</td></tr><tr><td>合計</td><td>66件</td></tr></table>	(1) 主要工事	14件	(2) 調査等委託	33件	(3) その他（負担金、補助事業等）	19件	合計	66件
(1) 主要工事	14件								
(2) 調査等委託	33件								
(3) その他（負担金、補助事業等）	19件								
合計	66件								

建設委員会情報連絡

令和8年4月16日

件 名	止水板設置工事助成金交付要綱の改正について												
所管部課名	都市建設部都市建設課												
内 容	<p>令和5年4月から実施している止水板設置工事助成について、足立区民が利用する公共性の高い施設も助成対象に拡充するため、交付要綱（別紙参照 P5～7）を改正したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 止水板設置工事助成の概要について</p> <p>(1) 対象工事 足立区内の住宅、店舗、事務所等への浸水を防止することを目的として出入口等に止水板を設置する工事</p> <p>(2) 助成額 止水板設置工事経費の2分の1（50万円を上限）</p> <p>(3) これまでの助成実績</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">件 数</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">助成額合計</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td style="text-align: center;">21.4万円</td> <td style="text-align: center;">98.6万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 助成対象者の要件の拡充について 助成対象者について、以下の（1）エ・オを新規追加する。</p> <p>(1) 改正後の助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 足立区に住民登録をしている個人 イ 足立区に本店又は支店の登記をしている法人 ウ 管理組合 エ <u>民間の要配慮者利用施設[※]の所有者及び管理者</u> オ <u>上記のほか、区長が特に必要と認める者</u> <p style="margin-left: 40px;">※ 水防法第15条第1項に規定する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設</p> <p>(2) 施行日 令和8年4月1日</p> <p>3 今後の予定 今後も他自治体の事例を注視しながら、助成件数の増につながる改正等の検討を進めていく。</p>		令和5年度	令和6年度	令和7年度	件 数	1	1	3	助成額合計	50万円	21.4万円	98.6万円
	令和5年度	令和6年度	令和7年度										
件 数	1	1	3										
助成額合計	50万円	21.4万円	98.6万円										



本助成金を活用し集合住宅に設置した止水板

(目的)

第1条 この要綱は、浸水被害の防止又は軽減を図るため、足立区内の住宅、店舗、事務所、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号ロに規定する要配慮者利用施設（以下「要配慮者利用施設」という。）等（以下「住宅等」という。）において止水板の設置及びその他の関連工事（以下「止水板設置工事」という。）を行う者に対する助成金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 止水板 建築物の浸水を防止することを目的としてその出入口等に設置するもので、次の要件に該当するものをいう。
 - ア 金属板等の浸水に耐えうる材質で、一定の浸水防止性能を有すること。
 - イ 取り外し又は移動が可能であること。
 - ウ 繰り返しの使用が可能であること。
- (2) 関連工事 止水板の設置に伴い、浸水防止の効果を高めるために行う工事で、次の工事に該当するものをいう。
 - ア 内外壁の防水工事
 - イ 土間コンクリート打設工事
 - ウ その他足立区長（以下「区長」という。）が必要と認める工事
- (3) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づき、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うために、建物の区分所有者で構成される団体並びに団地内の土地、附属施設並びに建物の管理を行うために団地内の建物所有者（区分所有権を有する者を含む。）により設立される団体をいう。

(助成対象者)

第3条 区長は、足立区内で止水板設置工事を行う住宅等を所有し、又は使用する次のいずれかの者に対して、予算の範囲内で助成金を交付する。

- (1) 足立区に住民登録をしている個人
- (2) 足立区に本店又は支店の登記をしている法人
- (3) 管理組合
- (4) 民間の要配慮者利用施設の所有者及び管理者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成金の交付対象としない。

- (1) 周辺地盤面より掘削して土地利用を行い、浸水被害を拡大させるおそれがある地階を有する住宅等の所有者及び使用者。ただし、止水板設置工事を行う建築物が本要綱の制定以前に建築確認済証の交付を受けた建築物である場合はこの限りでない。
- (2) 止水板設置工事について、国、東京都又は足立区から本要綱に基づく助成以外の

助成を受ける者

- (3) 住民税を滞納している者
- (4) 住宅等の売買を目的として所有している住宅等に止水板設置工事を行う者
- (5) 第6条の規定による交付決定前に工事着手した者

(助成額)

第4条 助成額は、止水板設置工事の経費に2分の1を乗じた額とし、1つの住宅等について50万円を上限とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 助成金の交付は、1つの住宅等につき1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 この要綱による助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前までに足立区止水板設置工事助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 設置箇所の案内図、位置図及び写真
- (2) 工事計画図及び止水板の規格が明示されている図面
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 土地及び建物の登記事項証明書
- (5) 申請者が使用者である場合は、土地及び建物所有者の承諾書（様式第2号）
- (6) 申請者が個人である場合にあっては住民票、法人である場合にあっては登記事項証明書又はこれに準ずる書類（発行後3か月以内のものに限る。）
- (7) 申請を行う前年度の住民税の納税証明書又は非課税証明書（発行後3か月以内のものに限る。）
- (8) 管理組合の代表者が申請する場合は、工事の実施に関して議決したことを証する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

2 代理人が申請者に代わって申請するときは、前項に規定する書類のほか、委任状（様式第3号）を添付するものとする。

(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付が適当と認められるときは足立区止水板設置工事助成金交付決定通知書（様式第4号）により、助成金の交付が不適当と認められるときは足立区止水板設置工事助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請内容の変更)

第7条 申請者は、前条の助成金の交付決定後において、第5条の規定による申請の内容に変更が生じた場合は、関係書類を添付し、足立区止水板設置工事助成金変更交付申請書（様式第6号）を速やかに区長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の変更交付が適当と認められるときは足立区止水板設置工事助成金変更交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（工事完了の報告）

第9条 第6条第1項の規定により交付決定通知を受けた申請者は、この要綱に基づく止水板設置工事が完了したときは、止水板設置工事完了届（様式第8号。以下「完了届」という。）に次に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

- （1） しゅん工図（平面図、立面図、設置図、構造図等）
- （2） 工事着工前及び完了後の写真
- （3） 止水板設置工事の領収書の写し
- （4） 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類
（検査）

第10条 区長は、前条の規定により完了届の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて設置箇所を確認する。

（額の確定及び通知）

第11条 区長は、前条に規定する検査の結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、足立区止水板設置工事助成金確定通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第12条 前条の規定により通知を受けた者は、足立区止水板設置工事助成金請求書（様式第10号）により、区長に助成金の交付を請求することができる。

2 区長は、前項の規定により請求があったときは、請求内容を審査の上、申請者に助成金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第13条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他の不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- （2） 助成金を止水板設置工事以外の用途に使用したとき。
- （3） 交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、足立区止水板設置工事助成金交付決定取消通知書（様式第11号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第14条 区長は、前条に規定する交付決定の取り消しを行った場合において、既に助成金を交付しているときは、助成金の全部又は一部を期限を定めて返還を命ずることができる。

付 則（4足都都発第5025号 令和5年3月31日 区長決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（7足都都発第4942号 令和8年3月12日 区長決定）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

建設委員会情報連絡

令和8年4月16日

件名	雨水出水浸水想定区域図の公表について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内容	<p>令和8年3月25日に東京都下水道局が「内水氾濫」に伴う最大浸水深を表現した「雨水出水浸水想定区域図」を公表（以下「新公表」という）したので、以下のとおり報告する（別紙1、2 P9～10参照）。</p> <p>なお、新公表に伴い、区の最大浸水深に関する区への影響はない。</p> <p>1 足立区洪水・内水・高潮ハザードマップ（以下「区ハザードマップ」という）</p> <p>(1) これまで東京都は、「内水氾濫」と「中小河川（毛長川、伝右川、堀川）の氾濫」の最大浸水深の重ね合わせたものを1枚のマップとして公表していた。</p> <p>(2) 現在の区ハザードマップは、上記（1）を用いて作成している。</p> <p>(3) 新公表によって、「内水氾濫」と「中小河川（毛長川、伝右川、堀川）の氾濫」の最大浸水深が分離され、2枚のマップとなった。</p> <p>(4) 上記（3）に伴い、「内水氾濫」と「中小河川（毛長川、伝右川、堀川）の氾濫」の最大浸水深を分離した区ハザードマップについては、増刷するときに反映させる。</p> <p>2 今後の方針</p> <p>上記1（4）の区ハザードマップは、区ホームページに掲載するとともに、あだち広報においても周知を行う。</p>

隅田川及び新河岸川流域 雨水出水浸水想定区域図

別紙1

1. 説明文

- この図は、東京都部の隅田川及び新河岸川流域や、雨水が直接海域へ排水される地域等を対象にして、想定し得る最大規模の降雨による雨水出水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- この雨水出水浸水想定区域図は、下水道及び河川の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨が降った場合に、シミュレーションにより予測される浸水の状態を示したものです。
- 水防法第14条の2第2項の規定により定める雨水出水浸水想定区域は、この図の対象とした地域（青枠）のうち浸水が想定される区域（着色部）で示しています。
- なお、このシミュレーションの実施にあたっては、洪水（河川の破堤または溢水）による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫等を考慮していません。
- この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

- 作成主体 東京都
- 指定年月日 令和8年3月25日
- 指定の根拠法令 水防法（昭和24年法律第193号）第14条の2第2項
- 対象とした地域 東京都部の荒川水系 隅田川、新河岸川流域
雨水が直接海域へ排水される地域等
- 対象とした降雨 想定最大規模降雨
（1時間最大雨量 153mm）
（24時間総雨量 690mm）

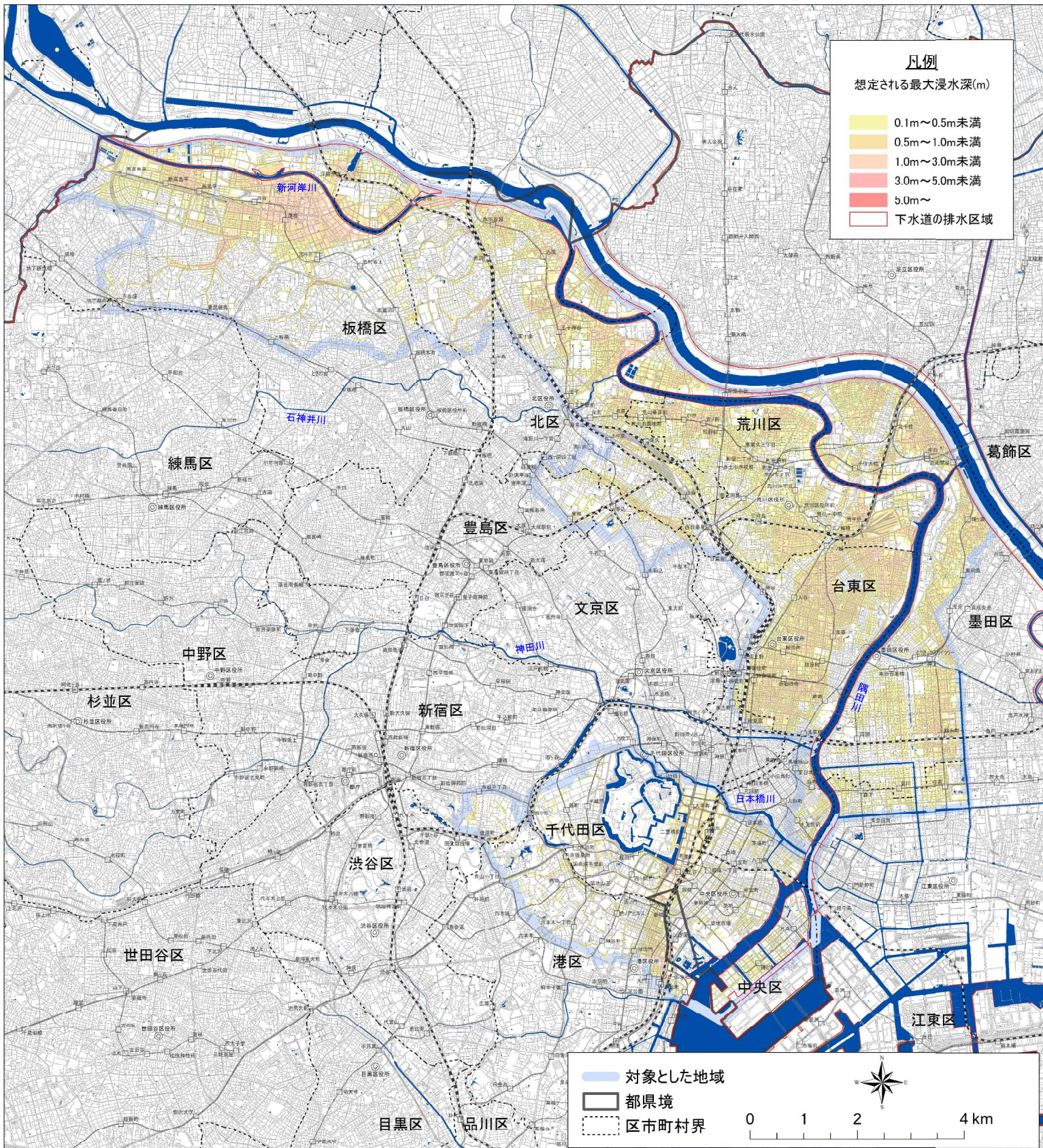
【問い合わせ先】 東京都下水道局計画調整部計画課 03-5321-1111（代）

位置図



流域内の対象とした地域の関係区
千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区

隅田川及び新河岸川流域、雨水が直接海域へ排水される地域等



中川・綾瀬川圏域 雨水出水浸水想定区域図

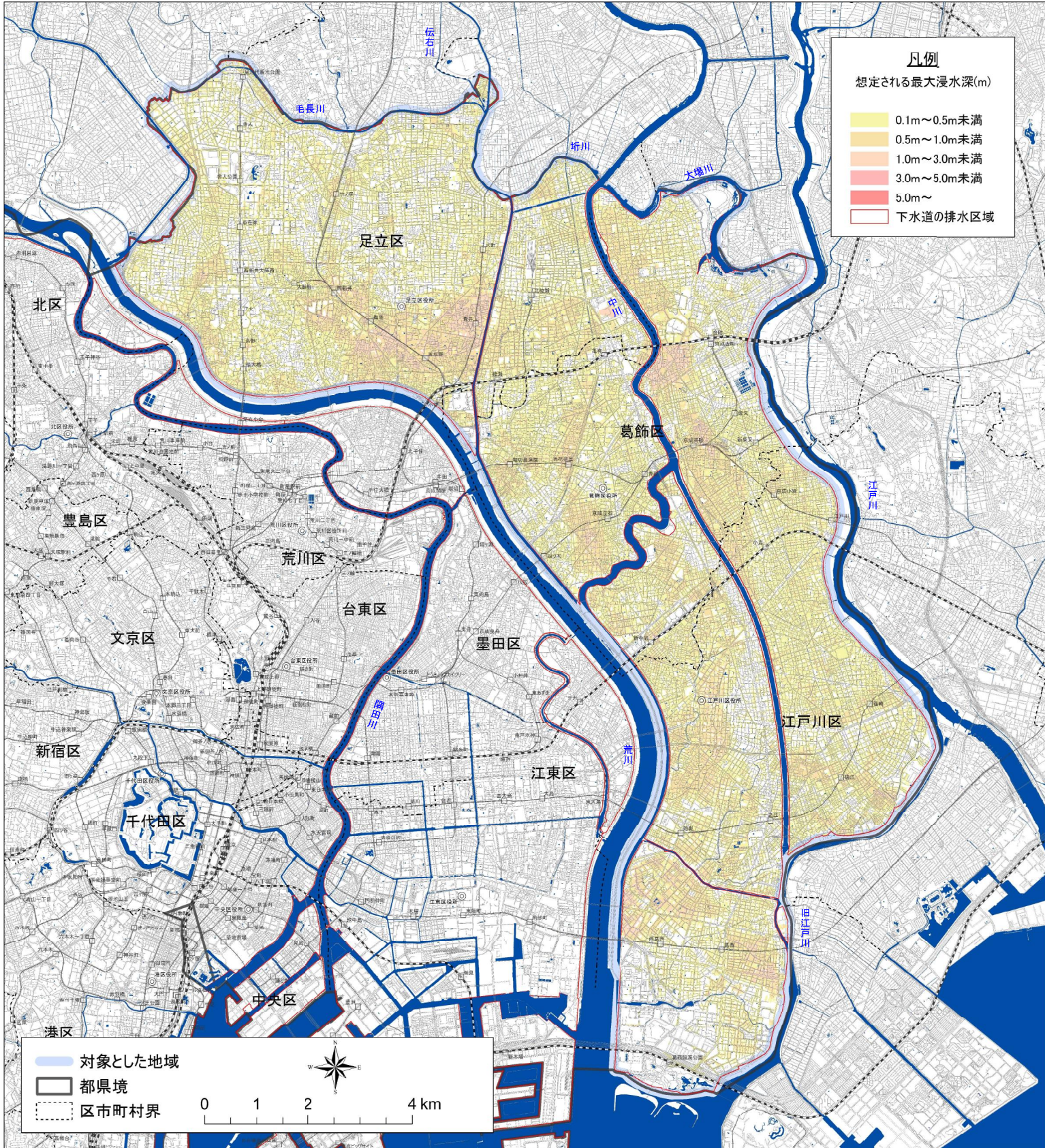
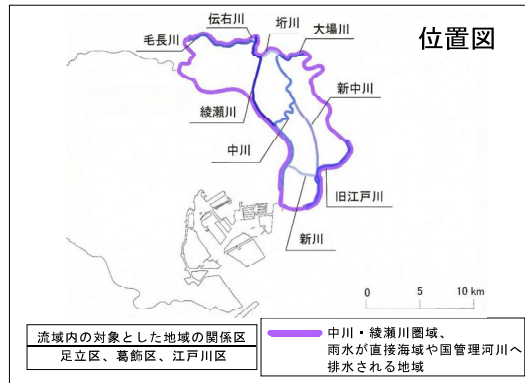
1. 説明文

- この図は、東京都部の中川、綾瀬川、新中川、旧江戸川、毛長川、大場川、伝右川、折川、新川の流域や、雨水が直接海域や国管理河川へ排水される地域等を対象として、想定し得る最大規模の降雨による雨水出水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- この雨水出水浸水想定区域図は、下水道及び河川の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨が降った場合に、シミュレーションにより予測される浸水の状況を示したものです。
- 水防法第14条の2第2項の規定により定める雨水出水浸水想定区域は、この図の対象とした地域（青枠）のうち浸水が想定される区域（青色部）で示しています。
- なお、このシミュレーションの実施にあたっては、洪水（河川の破堤または溢水）による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫等を考慮していません。
- この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

- | | |
|-------------|--|
| (1) 作成主体 | 東京都 |
| (2) 指定年月日 | 令和8年3月25日 |
| (3) 指定の根拠法令 | 水防法（昭和24年法律第193号）第14条の2第2項 |
| (4) 対象とした地域 | 利根川水系 中川、綾瀬川、新中川、旧江戸川、毛長川、大場川、伝右川、折川及び新川流域
雨水が直接海域や国管理河川へ排水される地域等 |
| (5) 対象とした降雨 | 想定最大規模降雨
(1時間最大雨量 153mm)
(24時間総雨量 690mm) |

【問い合わせ先】 東京都下水道局計画調整部計画課 03-5321-1111（代）



凡例
想定される最大浸水深(m)

- 0.1m~0.5m未満
- 0.5m~1.0m未満
- 1.0m~3.0m未満
- 3.0m~5.0m未満
- 5.0m~
- 下水道の排水区域

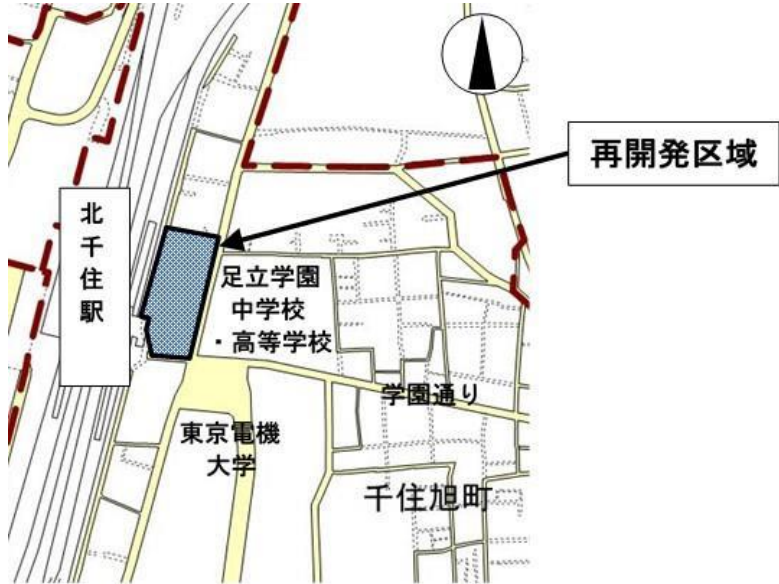
対象とした地域
都県境
区市町村界

0 1 2 4 km

この地図は、国土地理院長の委託(平24国土公第269号、平29国土公第444号)を得て作成した東京都地形図(1:2,500)を使用(4都市基交第1354号、4都市基交第1354号2)として作成したものである。無断複製を禁ずる。

建設委員会情報連絡

令和8年4月16日

件名	足立区都市計画審議会の開催結果について												
所管部課名	都市建設部都市建設課												
内容	<p>第86回足立区都市計画審議会を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催概要</p> <p>(1) 日 時 令和8年3月25日(水) 午後2時～</p> <p>(2) 場 所 区役所南館8階 庁議室</p> <p>(3) 出席委員数 委員定数20名中15名出席</p> <p>2 議案</p> <p>(1) 北千住駅東口周辺地区関連として、以下の5つの案件を足立区都市計画審議会に付議した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">案件名</th> <th style="text-align: center;">決定区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途地域の変更</td> <td>東京都からの意見照会</td> </tr> <tr> <td>防火地域及び準防火地域の変更</td> <td>足立区決定</td> </tr> <tr> <td>高度利用地区の変更</td> <td>足立区決定</td> </tr> <tr> <td>北千住駅前地区第一種市街地再開発事業の決定</td> <td>足立区決定</td> </tr> <tr> <td>千住旭町地区地区計画の変更</td> <td>足立区決定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 付議理由は、北千住駅前の都市基盤施設の再編や敷地の共同化・高度利用及び防災性の向上を図るとともに、東口駅前周辺の顔としてふさわしいにぎわい拠点を形成するため。</p> <p>【位置図】</p>  <p>The map shows the location of the redevelopment area (再開発区域) in blue, situated east of Kitasenju Station (北千住駅). Key landmarks include Adachi Gakuen Middle and High School (足立学園中学校・高等学校) and Tokai University (東京電機大学). The map also shows the street layout, including Gakuen-dori (学園通り), and the surrounding area of Kitasenju Asahi-cho (千住旭町). A north arrow is present in the top right corner of the map.</p>	案件名	決定区分	用途地域の変更	東京都からの意見照会	防火地域及び準防火地域の変更	足立区決定	高度利用地区の変更	足立区決定	北千住駅前地区第一種市街地再開発事業の決定	足立区決定	千住旭町地区地区計画の変更	足立区決定
案件名	決定区分												
用途地域の変更	東京都からの意見照会												
防火地域及び準防火地域の変更	足立区決定												
高度利用地区の変更	足立区決定												
北千住駅前地区第一種市街地再開発事業の決定	足立区決定												
千住旭町地区地区計画の変更	足立区決定												

3 報告事項

足立区都市計画マスタープラン改定の方向性について

4 審議結果

上記議案を付議した結果、足立区都市計画審議会において異議のないものと決定された。

5 都市計画決定・告示

北千住駅東口周辺地区関連 令和8年6月頃

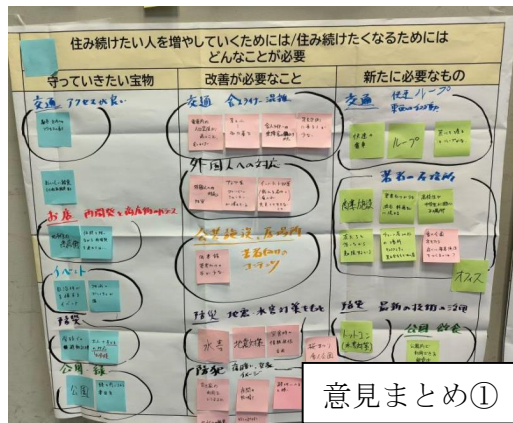
6 その他

次回の足立区都市計画審議会は、令和8年10月頃に開催を予定している。

建設委員会情報連絡

令和8年4月16日

件名	足立区都市計画マスタープラン改定に係る若者会議の実施結果について								
所管部課名	都市建設部都市建設課								
内容	<p>足立区都市計画マスタープランを改定するにあたり、若者の意見を集約し反映するため、若者会議「アダチ若者会議 キミも。ミーティング～まちづくり編～」を実施したので以下のとおり報告する。</p> <p>1 実施概要</p> <p>(1) 日 時 3月15日(日) 午前10時～正午 (2) 会 場 東京芸術センター 9階 会議室2 (3) 対 象 足立区在住・在学・在勤・ゆかりのある若者 (15～22歳) (4) 参加人数 11名(18歳未満5名、18歳以上6名)</p> <p>2 主な意見</p> <p>「住み続けたい人を増やしていくため、住み続けたいようになるためには、どんなことが必要か。」をテーマにグループワークを行った。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">質問</th> <th style="text-align: center;">主な意見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">守っていききたい宝物は？</td> <td>(1) 都心への交通アクセスの良さ (2) 銭湯、商店街などの昔ながらの雰囲気 (3) 防災活動など地元の人とのつながり</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">改善が必要なことは？</td> <td>(1) 東西における交通アクセスの不便さ (2) 日暮里・舎人ライナーの混雑状況 (3) 友だちと一緒に気軽に勉強できる場所の不足</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">新しく必要なものは？</td> <td>(1) 東西移動手段の充実(バス、シェアモビリティなど) (2) 足立区ならではのイベントや商業施設の拡充 (3) 公園内にカフェや飲食店などの設置</td> </tr> </tbody> </table>	質問	主な意見	守っていききたい宝物は？	(1) 都心への交通アクセスの良さ (2) 銭湯、商店街などの昔ながらの雰囲気 (3) 防災活動など地元の人とのつながり	改善が必要なことは？	(1) 東西における交通アクセスの不便さ (2) 日暮里・舎人ライナーの混雑状況 (3) 友だちと一緒に気軽に勉強できる場所の不足	新しく必要なものは？	(1) 東西移動手段の充実(バス、シェアモビリティなど) (2) 足立区ならではのイベントや商業施設の拡充 (3) 公園内にカフェや飲食店などの設置
質問	主な意見								
守っていききたい宝物は？	(1) 都心への交通アクセスの良さ (2) 銭湯、商店街などの昔ながらの雰囲気 (3) 防災活動など地元の人とのつながり								
改善が必要なことは？	(1) 東西における交通アクセスの不便さ (2) 日暮里・舎人ライナーの混雑状況 (3) 友だちと一緒に気軽に勉強できる場所の不足								
新しく必要なものは？	(1) 東西移動手段の充実(バス、シェアモビリティなど) (2) 足立区ならではのイベントや商業施設の拡充 (3) 公園内にカフェや飲食店などの設置								



3 今後の方針

若者会議で得た意見等を足立区都市計画マスタープラン改定作業に反映させていく。

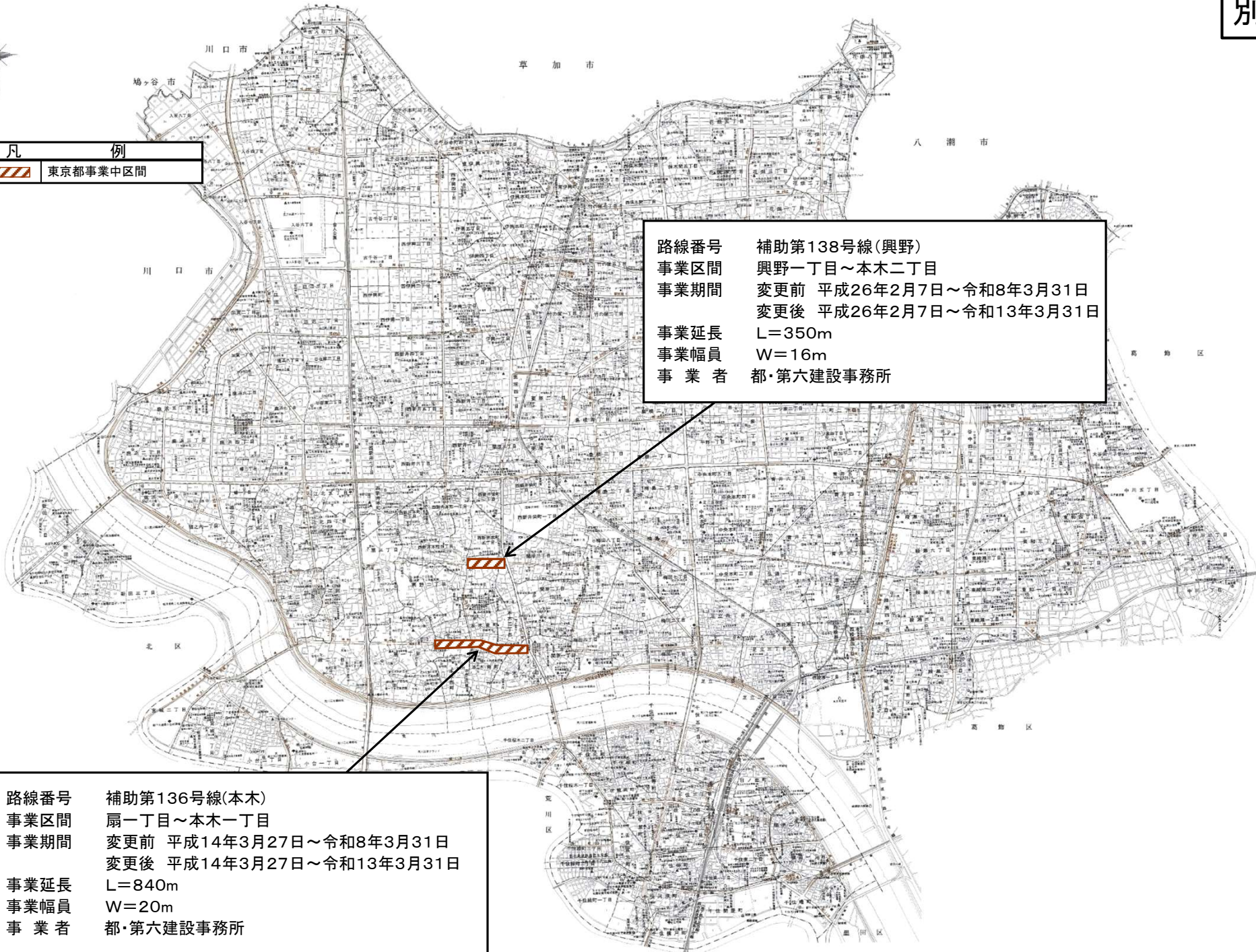
建設委員会情報連絡

令和8年4月16日

件名	都市計画道路の事業期間の延伸について
所管部課名	都市建設部事業調整担当課 都市建設部都市建設課
内容	<p>東京都が施行する都市計画道路について、それぞれ事業期間の延伸が告示されたので報告する。</p> <p>1 東京都第六建設事務所が施行している路線（別紙参照 P16）</p> <p>（1）補助第136号線（本木）</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 事業区間 扇一丁目～本木一丁目</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 事業延長 約840m、 事業幅員 20m</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 事業期間</p> <p style="margin-left: 40px;">変更前 平成14年3月27日～令和8年3月31日</p> <p style="margin-left: 40px;">変更後 平成14年3月27日～令和13年3月31日</p> <p>（2）補助第138号線（興野）</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 事業区間 興野一丁目～本木二丁目</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 事業延長 約350m、 事業幅員 16m</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 事業期間</p> <p style="margin-left: 40px;">変更前 平成26年2月7日～令和8年3月31日</p> <p style="margin-left: 40px;">変更後 平成26年2月7日～令和13年3月31日</p> <p>2 今後の方針</p> <p>引き続き、早期の事業完了を東京都に要望していく。</p>



凡	例
	東京都事業中区間



路線番号 補助第138号線(興野)
事業区間 興野一丁目～本木二丁目
事業期間 変更前 平成26年2月7日～令和8年3月31日
 変更後 平成26年2月7日～令和13年3月31日
事業延長 L=350m
事業幅員 W=16m
事業者 都・第六建設事務所

路線番号 補助第136号線(本木)
事業区間 扇一丁目～本木一丁目
事業期間 変更前 平成14年3月27日～令和8年3月31日
 変更後 平成14年3月27日～令和13年3月31日
事業延長 L=840m
事業幅員 W=20m
事業者 都・第六建設事務所

建設委員会情報連絡

令和8年4月16日

件名	「東京における都市計画道路の整備方針」の公表について																								
所管部課名	都市建設部事業調整担当課 都市建設部都市建設課 道路公園整備室道路整備課																								
内容	<p>東京都及び都内区市町は、新たな「東京における都市計画道路の整備方針」（別添資料2「概要版」参照）を策定したため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 東京における都市計画道路の整備方針の主な内容</p> <p>(1) 基本理念 都市計画道路ネットワークを形成・充実し、次世代を見据えた円滑な自動車交通と良質な歩行者空間が共存した都市を実現。</p> <p>(2) 基本目標 ア 都市の強靱化（防災・輸送） イ 人やモノの自由な移動（活力・競争力） ウ 安全で快適な道路空間の創出（憩い・にぎわい） エ 都市環境の向上（景観・緑）</p> <p>(3) 都市計画道路の必要性の検証 足立区内の計画路線は全て「必要性有り」と評価。</p> <p>(4) 優先整備路線の選定（足立区の概要） ア 足立区施行路線は以下のとおり（これまでの計画から追加の路線は無し）。</p> <p style="text-align: center;">足立区施行の優先整備路線</p> <table border="1" data-bbox="416 1420 1425 1821"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>路線名</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>補助第137号線(梅田六丁目～補助138)</td> <td>70m</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>補助第253号線(環状7～西新井一丁目)</td> <td>260m</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>補助第254号線(補助136～補助138)</td> <td>800m</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>区画街路第7号線(環状7～新田三丁目)</td> <td>390m</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>区画街路第8号線(補助138～関原三丁目)</td> <td>220m</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>区画街路第13号線(北千住駅～千住旭町)</td> <td>40m</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>竹ノ塚駅広場1(竹ノ塚駅東口)</td> <td>7,090 m² (面積)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 東京都施行路線は補助第138号線(中川四丁目から中川三丁目)が引き続き選定され、補助第140号線(西綾瀬四丁目から西綾瀬一丁目)は優先整備路線から除外された。</p>	No.	路線名	延長	1	補助第137号線(梅田六丁目～補助138)	70m	2	補助第253号線(環状7～西新井一丁目)	260m	3	補助第254号線(補助136～補助138)	800m	4	区画街路第7号線(環状7～新田三丁目)	390m	5	区画街路第8号線(補助138～関原三丁目)	220m	6	区画街路第13号線(北千住駅～千住旭町)	40m	7	竹ノ塚駅広場1(竹ノ塚駅東口)	7,090 m ² (面積)
No.	路線名	延長																							
1	補助第137号線(梅田六丁目～補助138)	70m																							
2	補助第253号線(環状7～西新井一丁目)	260m																							
3	補助第254号線(補助136～補助138)	800m																							
4	区画街路第7号線(環状7～新田三丁目)	390m																							
5	区画街路第8号線(補助138～関原三丁目)	220m																							
6	区画街路第13号線(北千住駅～千住旭町)	40m																							
7	竹ノ塚駅広場1(竹ノ塚駅東口)	7,090 m ² (面積)																							

(5) 道路空間の再編

道路の幅員構成を見直すことで新たな付加価値を生み出す取組み。
足立区内でのリーディング路線*の選定は無し。

※ 道路空間の再編を先導するモデルケースとなる道路

2 東京都と区市町の役割分担

(1) 整備方針は東京都及び区市町が協働で策定した。

(2) 整備方針に定める基本的事項である「都市計画道路の必要性の検証」及び「優先整備路線選定」のうち、都全域（広域）に関わる項目は都内一律の考え方で東京都が、地域に関わる項目は検証項目の考え方にに基づき区市町が、それぞれ検証を行った。

3 今後の方針

策定以降7～8年後に予定されている中間見直しの際、改めて優先整備路線の追加路線等の検討を行う。

建設委員会情報連絡

令和8年4月16日

件名	千住関屋ポンプ所の稼働に伴う見学会の開催について
所管部課名	都市建設部事業調整担当課 都市建設部都市建設課
内容	<p>千住関屋ポンプ所の稼働に伴い、東京都下水道局が見学会を開催するため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催時期</p> <p>(1) 日付 令和8年4月26日(日)、27日(月)</p> <p>(2) 時間 ア 午前9時30分～午前11時30分 イ 午後1時30分～午後3時30分 ※ 東京都議会議員及び千住関屋環境を守る協議会には、別途令和8年4月25日(土)に実施する予定。</p> <p>2 対象者</p> <p>(1) 足立区議会議員 (2) 常東地区町会・自治会区域にお住まいの方</p> <p>3 開催内容 別紙参照(P20～21)</p>

常東地区にお住いの皆様

千住関屋ポンプ所稼働に伴う見学会開催のお知らせ

日頃より、下水道事業に対してご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

千住関屋ポンプ所は、足立区の千住地区の一部に降った雨を汲み上げ、隅田川に放流するとともに、合流改善対策の一環として、降雨初期の特に汚れた雨水を貯留する施設を整備しています。

平成21年から工事を実施してまいりましたが、令和8年3月末に主な工事が完了し、施設の運転を開始いたします。

このたび、普段目にする機会の少ないポンプ所の中をご覧いただけるよう現場見学会を開催することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1 日 付 令和8年4月26日（日曜日）
令和8年4月27日（月曜日）
- 2 時 間 午前の部 9時30分～11時30分
（受付時間※） 午後の部 13時30分～15時30分
- 3 場 所 千住関屋ポンプ所（足立区千住関屋町10番地先）
- 4 内 容 千住関屋ポンプ所の施設概要説明及び施設内見学【雨天決行】
（電動機・ポンプ本体・非常用発電機・沈砂池室をご覧いただけます）



※受付時間内にお越しください。見学は順路に沿って進んでいただきます。
見学会の所要時間は30分から1時間程度です。



下水道局公式キャラクター
アースくん

【施設見学の注意点について】

- ① 来場手段：駐車場はございません。ご都合により、車での来場が必要な場合は、別途調整させていただきますので、事前にご連絡願います。
- ② 階段の昇降：建物内の昇降はエレベーターを使用しますが、見学ルートの一部に段差や階段の箇所がございます。足腰や体力に不安のある方や車椅子でお越しの方は、施設の見学ルートについて別途調整させていただきますので、事前にご連絡願います。
- ③ 服装：下水道施設の見学のため、冷暖房の設置されていないところもございます。温度変化に対応できるよう服装には注意してください。また、汚れてもいい服や靴でお越しください。ヒール、ビーチサンダル等はお控えいただくようお願いします。
- ④ 見学コース：施設の地下は暗く感じられるところがございます。見学の際は、十分にご注意ください。小学6年生以下の方には、大人が同伴するようお願いいたします。
- ⑤ 説明言語：説明及び誘導は日本語での案内となります。外国の方については、必要に応じて、グループ内に日本語を理解できる方（外国語通訳、手話通訳等）が同伴するようお願いいたします。
- ⑥ 当日の荷物：原則、手荷物については、各自お持ちのまま見学してください。なお、傘をお持ちの方は、傘立てをご利用ください。
- ⑦ 飲食・喫煙スペース：施設内に飲食できる場所や、喫煙スペースはありません。
- ⑧ トイレ：施設内に利用可能なトイレはございません。事前にお済ませでのうえご来場いただくか、お近くの公共施設をご利用ください。
- ⑨ 写真及び動画撮影：人物が映った画像や動画の取り扱いは、セキュリティや肖像権、プライバシーの問題に配慮し、SNS や動画サイト等への投稿はお控えください。

<お問合せ先>

東京都下水道局 第一基幹施設再構築事務所 工事第一課 調整担当
電話：03-3862-8251（平日9時から17時まで）

建設委員会情報連絡

令和8年4月16日

件名	舎人公園内の廃道敷等の土地無償貸付契約の更新について
所管部課名	都市建設部事業調整担当課 都市建設部都市建設課
内容	<p>舎人公園内の廃道敷等について、平成17年3月に締結した「確認書」に基づき、東京都建設局に無償貸付を行っている。今回、令和8年3月31日で契約満了を迎えるため、令和8年3月13日に契約を更新したので以下のとおり報告する。</p> <p>1 土地無償貸付契約について</p> <p>(1) 無償貸付の根拠 確認書第5条（別紙1 P23～24参照）</p> <p>(2) 廃道敷等の貸付箇所、面積及び期間</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 貸付箇所 舎人公園貸付図（別紙2 P25参照）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 貸付面積 61,694.90㎡</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 貸付期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日</p> <p>2 外周園路の整備状況について</p> <p>(1) 工期 令和8年2月27日～令和9年2月25日</p> <p>(2) 区間 西伊興三丁目地内から古千谷一丁目地内まで</p> <p>3 今後の方針</p> <p>外周園路の完成後の適正管理に向け、財産処理の方法等について、今後も東京都と協議を進めていく。</p>

確 認 書

東京都と足立区は、都が施行する都市計画舎人公園整備事業に伴い、廃止が必要となる同公園計画区域内に存する区道の代替機能整備に関して、下記のとおり確認する。

- 1 東京都は、舎人公園の整備に伴う廃止区道の代替機能として、舎人公園の外周部に園路（以下「外周園路」という。）を整備する。
- 2 外周園路の位置および構造の概要は、別紙1を基本とする。
- 3 外周園路の整備時期、位置および構造等の詳細については、東京都と足立区において別途協議する。
- 4 東京都と足立区は、外周園路の維持管理に関する協定を別途締結し、足立区が区道機能を確認した外周園路部分は、区が管理する。
- 5 財産整理が整うまでの間、東京都と足立区は、区の所有する廃止区道敷等と都の所有する外周園路敷を相互に無償使用する。
- 6 平成13年11月30日付で東京都建設局公園緑地部長と足立区土木部長が交わした確認書は、廃止する。
- 7 この確認書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、別途協議を行うものとする。

東京都と足立区は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

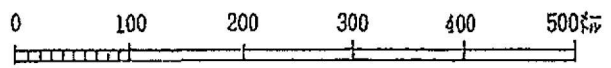
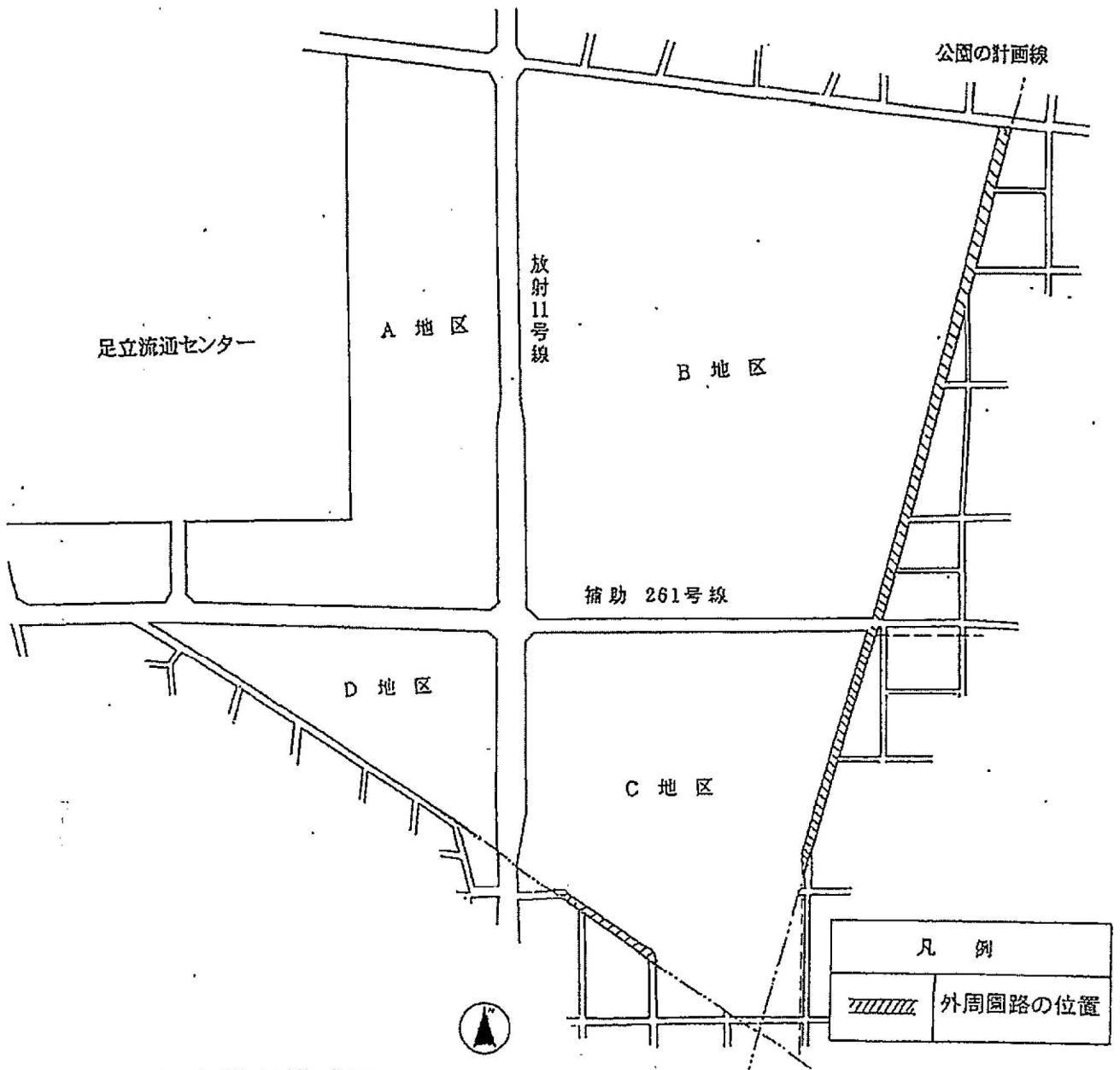
平成17年3月25日

東京都建設局公園緑地部長

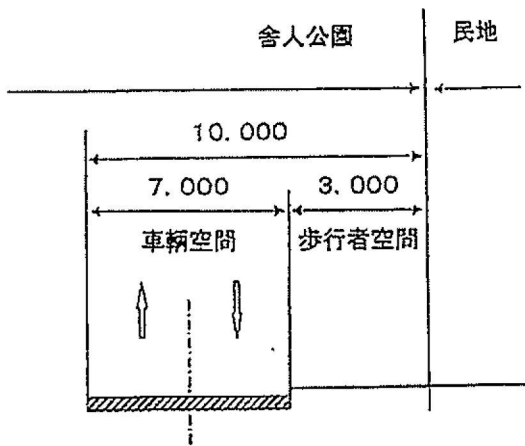
内海 正彰

足立区土木部長

猪野 秀明



標準横断構成図



舎人公園

外周園路の位置及び構造の概要

舎人公園貸付図

別紙2



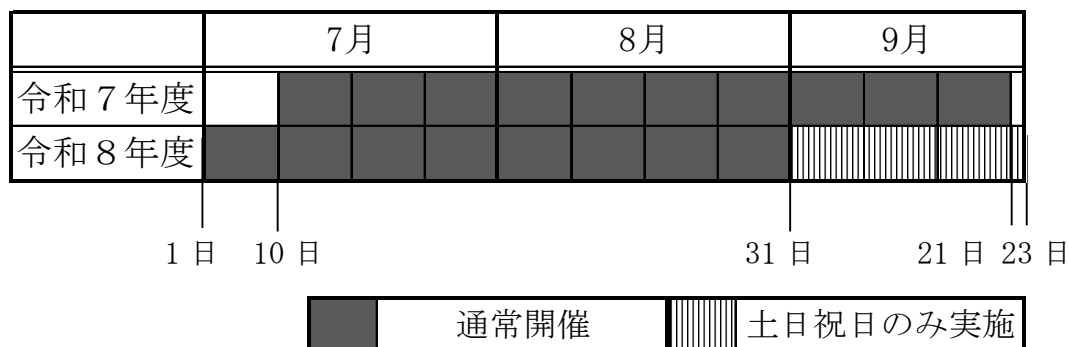
財産貸付箇所 (区有地)
 (61, 694.9m²)

建設委員会情報連絡

令和8年4月16日

件名	令和8年度じゃぶじゃぶ池の実施および運営方法について																																																										
所管部課名	道路公園整備室公園維持課																																																										
内容	<p>令和8年度のじゃぶじゃぶ池の実施及び運営方法について以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和7年度からの変更点について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">開始時期</th> <th style="width: 35%;">9月の開催</th> <th style="width: 35%;">実施箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度</td> <td>7月10日(木)</td> <td>9月21日(日)まで</td> <td>21か所</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>7月1日(水)</td> <td>9月23日(水・祝日)まで ※ 8月31日(月)以降は 土日祝日のみ実施する</td> <td>20か所</td> </tr> <tr> <td>変更理由</td> <td>近年の猛暑 対策のため 9日前倒し</td> <td>令和7年度の実績から 9月の平日は利用者数が 急激に減少したため</td> <td>竹の塚 第五公園 廃止のため</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【参考】施設あたりの平均利用人数（令和7年度実績）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;"></th> <th colspan="2" style="width: 15%;">7月</th> <th colspan="2" style="width: 15%;">8月</th> <th colspan="2" style="width: 15%;">9月</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">平日</th> <th style="width: 10%;">休日</th> <th style="width: 5%;">平日</th> <th style="width: 10%;">休日</th> <th style="width: 5%;">平日</th> <th style="width: 10%;">休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日平均利用人数 (1施設当たり)</td> <td>4.4人</td> <td>32.1人</td> <td>5.1人</td> <td>14.4人</td> <td>0.8人</td> <td>13.2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 令和8年度実施概要</p> <p>(1) 期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">開始日</th> <th style="width: 15%;">最終日</th> <th style="width: 35%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">令和7年度 (参考)</td> <td style="text-align: center;">当初</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">7月10日(木)</td> <td style="text-align: center;">9月7日(日)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">猛暑により運営 途中に期間を 延長した</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更後</td> <td style="text-align: center;">9月21日(日)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年度</td> <td></td> <td style="text-align: center;">7月1日(水)</td> <td style="text-align: center;">9月23日 (水・祝日)</td> <td style="text-align: center;">8月31日(月)以 降は土日祝日の み実施する</td> </tr> </tbody> </table>							開始時期	9月の開催	実施箇所	令和7年度	7月10日(木)	9月21日(日)まで	21か所	令和8年度	7月1日(水)	9月23日(水・祝日)まで ※ 8月31日(月)以降は 土日祝日のみ実施する	20か所	変更理由	近年の猛暑 対策のため 9日前倒し	令和7年度の実績から 9月の平日は利用者数が 急激に減少したため	竹の塚 第五公園 廃止のため		7月		8月		9月		平日	休日	平日	休日	平日	休日	1日平均利用人数 (1施設当たり)	4.4人	32.1人	5.1人	14.4人	0.8人	13.2人			開始日	最終日	備考	令和7年度 (参考)	当初	7月10日(木)	9月7日(日)	猛暑により運営 途中に期間を 延長した	変更後	9月21日(日)	令和8年度		7月1日(水)	9月23日 (水・祝日)	8月31日(月)以 降は土日祝日の み実施する
	開始時期	9月の開催	実施箇所																																																								
令和7年度	7月10日(木)	9月21日(日)まで	21か所																																																								
令和8年度	7月1日(水)	9月23日(水・祝日)まで ※ 8月31日(月)以降は 土日祝日のみ実施する	20か所																																																								
変更理由	近年の猛暑 対策のため 9日前倒し	令和7年度の実績から 9月の平日は利用者数が 急激に減少したため	竹の塚 第五公園 廃止のため																																																								
	7月		8月		9月																																																						
	平日	休日	平日	休日	平日	休日																																																					
1日平均利用人数 (1施設当たり)	4.4人	32.1人	5.1人	14.4人	0.8人	13.2人																																																					
		開始日	最終日	備考																																																							
令和7年度 (参考)	当初	7月10日(木)	9月7日(日)	猛暑により運営 途中に期間を 延長した																																																							
	変更後		9月21日(日)																																																								
令和8年度		7月1日(水)	9月23日 (水・祝日)	8月31日(月)以 降は土日祝日の み実施する																																																							

令和7年度・令和8年度運営スケジュールの比較



(2) 時間 (変更なし)

午前9時～午後1時 (1回50分の入れ替え、4回制)

(3) 実施箇所

公園20か所 (別紙参照 P28)

【参考】令和7年度21か所

(竹の塚第五公園廃止に伴い1か所減少)

(4) 対象者 (変更なし)

オムツを使わなくなった就学前の子ども

3 運営方法 (変更なし)

(1) 熱中症対策について

ア 暑さ指数が31℃以上に達した際は、利用を中止する。

※ 足立区医師会の意見

乳幼児の安全面を考慮し、暑さ指数による利用制限はすべきであると助言があった。

イ 周知方法

(ア) あだち広報

(イ) X (旧Twitter) での情報発信

(ウ) 現地での看板掲示および係員による来場者への説明

(2) 水遊びパンツの使用について

一般的に尿については流れ出す構造であることから、プールとしての水質基準 (遊離残留塩素濃度0.4mg/L~1.0mg/L) を確保するには、水遊びパンツの使用は不適であるため使用は認めない。

※ 水質基準の計測は60分に1回実施

令和8年じゃぶじゃぶ池案内図

7月1日から9月23日までオープン!

開設時間・・・9:00～13:00

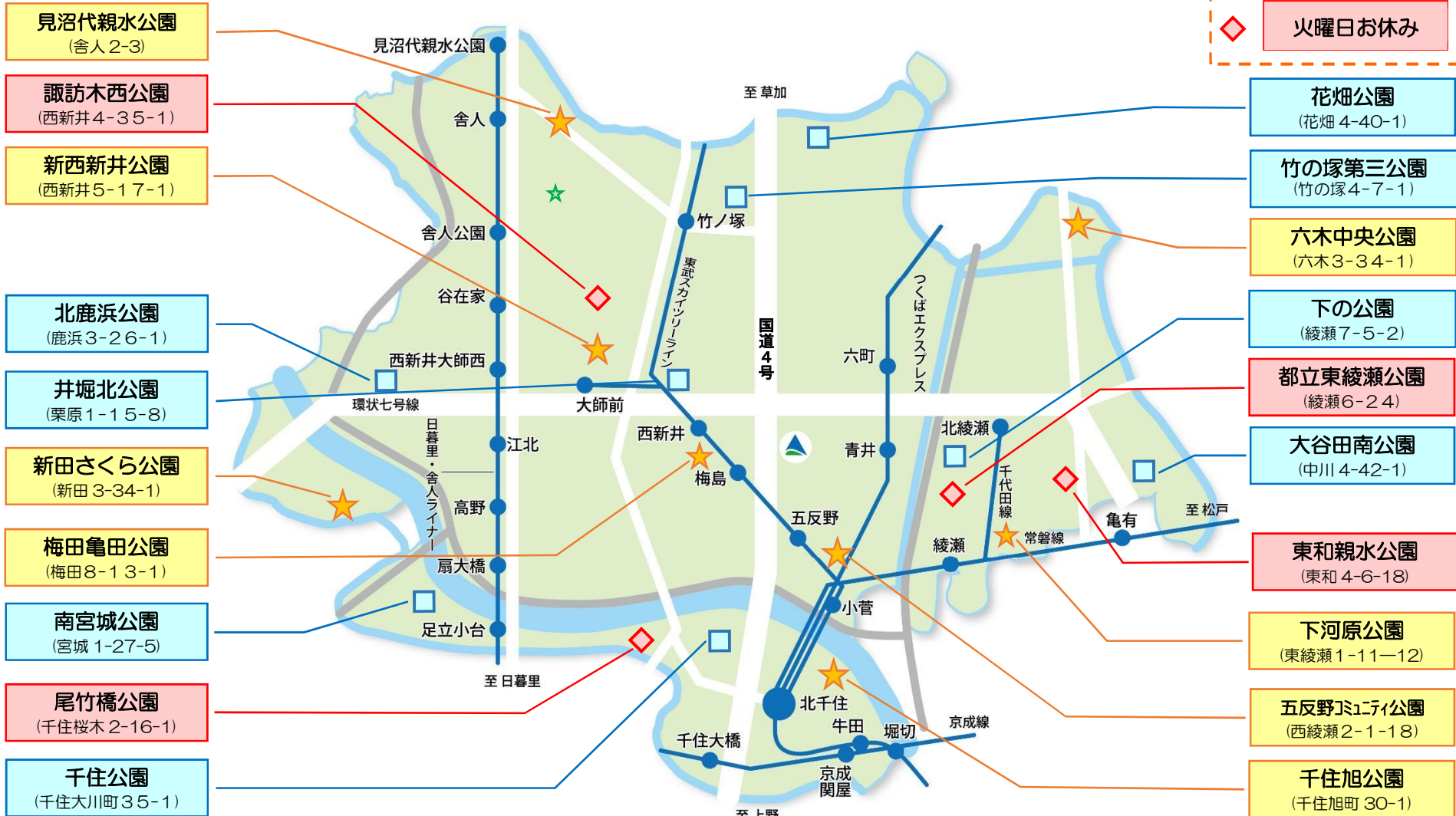
*8月31日以降は土日祝日のみ開催します

**※8月30日までの定休日は
下図をご確認ください**

★ お休みなし

□ 月曜日お休み

◇ 火曜日お休み



★ 都立舎人公園のじゃぶじゃぶ池については、舎人公園サービスセンターへお問い合わせください。

足立区 都市建設部

建設委員会情報連絡

令和8年4月16日

件名	都市農業公園の指定管理者の選定について																		
所管部課名	道路公園整備室公園維持課																		
内 容	<p>江北公園の一部及び荒川鹿浜橋緑地の一部（以下「都市農業公園」という。）の指定管理者を以下のとおり選定するので、報告する。</p> <p>1 対象施設 (1) 名称 都市農業公園 (2) 所在地 足立区鹿浜二丁目44番1号</p> <p>2 指定期間 令和9年4月1日～令和14年3月31日（5年間）</p> <p>3 主な業務内容 (1) 施設の維持管理業務 (2) 施設の管理運営業務</p> <p>4 選定スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">時 期</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年4月下旬</td> <td>第1回選定等審査会 選定審査に関する書類・基準の審議</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年5月上旬</td> <td>公募要領・様式等の発表・配布</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年5月下旬</td> <td>現地説明会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年6月下旬</td> <td>応募締切</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年7月下旬</td> <td>第2回選定等審査会（第1次審査） 書類審査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年8月下旬</td> <td>第3回選定等審査会（第2次審査） プレゼンテーション（候補者決定）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年9月</td> <td>労働条件審査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年12月</td> <td>第4回定例会に議案提出</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	令和8年4月下旬	第1回選定等審査会 選定審査に関する書類・基準の審議	令和8年5月上旬	公募要領・様式等の発表・配布	令和8年5月下旬	現地説明会	令和8年6月下旬	応募締切	令和8年7月下旬	第2回選定等審査会（第1次審査） 書類審査	令和8年8月下旬	第3回選定等審査会（第2次審査） プレゼンテーション（候補者決定）	令和8年9月	労働条件審査	令和8年12月	第4回定例会に議案提出
時 期	内 容																		
令和8年4月下旬	第1回選定等審査会 選定審査に関する書類・基準の審議																		
令和8年5月上旬	公募要領・様式等の発表・配布																		
令和8年5月下旬	現地説明会																		
令和8年6月下旬	応募締切																		
令和8年7月下旬	第2回選定等審査会（第1次審査） 書類審査																		
令和8年8月下旬	第3回選定等審査会（第2次審査） プレゼンテーション（候補者決定）																		
令和8年9月	労働条件審査																		
令和8年12月	第4回定例会に議案提出																		

建設委員会情報連絡

令和8年4月16日

件名	関原の森関連施設指定管理者の選定について																
所管部課名	建築室建築防災課																
内 容	<p>関原の森・愛恵まちづくり記念館及びまちづくり工房館の指定管理者を以下のとおり選定するので報告する。</p> <p>1 対象施設 (1) 名称 関原の森・愛恵まちづくり記念館及びまちづくり工房館 (2) 所在地 足立区関原一丁目21番</p> <p>2 指定期間 令和9年4月1日～令和14年3月31日（5年間）</p> <p>3 主な業務内容 (1) 施設の利用・貸出等管理業務 (2) 施設の維持管理業務</p> <p>4 選定スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">時 期</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年5月中旬</td> <td>第1回選定等審査会 選定審査に関する書類・基準の審議</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年6月上旬</td> <td>公募要領・様式等の発表・配布</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年7月上～中旬</td> <td>応募受付期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年8月中旬</td> <td>第2回選定等審査会（第一次審査） 書類審査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年9月上旬</td> <td>第3回選定等審査会（第二次審査） プレゼンテーション（候補者決定）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年9月中旬</td> <td>労働条件審査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年12月</td> <td>第4回定例会に議案提出</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	令和8年5月中旬	第1回選定等審査会 選定審査に関する書類・基準の審議	令和8年6月上旬	公募要領・様式等の発表・配布	令和8年7月上～中旬	応募受付期間	令和8年8月中旬	第2回選定等審査会（第一次審査） 書類審査	令和8年9月上旬	第3回選定等審査会（第二次審査） プレゼンテーション（候補者決定）	令和8年9月中旬	労働条件審査	令和8年12月	第4回定例会に議案提出
時 期	内 容																
令和8年5月中旬	第1回選定等審査会 選定審査に関する書類・基準の審議																
令和8年6月上旬	公募要領・様式等の発表・配布																
令和8年7月上～中旬	応募受付期間																
令和8年8月中旬	第2回選定等審査会（第一次審査） 書類審査																
令和8年9月上旬	第3回選定等審査会（第二次審査） プレゼンテーション（候補者決定）																
令和8年9月中旬	労働条件審査																
令和8年12月	第4回定例会に議案提出																